

## 住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

当金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、令和8年1月5日から「調書方式」の取扱いを開始します。

令和4年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和5年1月1日以降の住宅ローンご利用者を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在証明書方式の住宅ローンご利用者については、引続き当金庫より年末残高証明書を郵送します。

### 記

#### 1. 取扱開始日

令和8年1月5日（月）

#### 2. ご対象の方

令和8年1月5日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方。

なお、居住年が令和5年1月1日以降で、現在証明書方式の住宅ローンご利用者につきましても、新たに「住宅ローン控除に関する適用申請」および「個人番号告知書 兼 届出書」をご提出いただくことで、「調書方式」に切替可能です。

①居住年が令和5年1月1日以降であること

②ローン契約締結前に「住宅ローン控除に関する適用申請書」および「個人番号告知書 兼 届出書」をご提出いただくこと

#### 3. 証明書方式と調書方式の概要

##### (1) 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローン利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

##### (2) 調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で、金融機関等に対し「個人番号」と「住宅ローン控除に関する適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者をご対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便になります。手続きの詳細については、おって国税庁のホームページでご案内の予定です。

以上